

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団体名 特定非営利活動法人 古材文化の会

所在地	〒 6 0 5 - 0 9 8 1 京都府京都市東山区本町 1 7 丁目 3 5 4 番地 TEL: 0 7 5 - 5 3 2 - 2 1 0 3 FAX: 0 7 5 - 5 5 1 - 9 8 1 1 E-mail: kozoibank@ybb.ne.jp		
ホームページ	http://www.wood.jp/kbank/		
設立年月	平成 6 年 9 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 平成 13 年 4 月 11 日		
代表者	永井 規男	担当者	栗山 裕子
組 織	スタッフ 1 5 名 (内 専従 2 名)		
	個人会員 308 名	法人会員 12 名	その他会員 (賛助会員等) 0 名
設立の経緯	平成 4 年度・5 年度に京都府農林水産部林務課が林野庁の補助事業である「木質廃棄物再資源利用促進体制整備事業」に取り組み、「古材リサイクルシステム検討部会」において、建築廃材の活用について関係者が協議を行ったことを契機としている。 事業終了後、平成 6 年 9 月に検討委員を中心に 7 0 余名で任意団体「古材バンクの会」を結成し、古材のリユースを図るための情報バンクを構築、伝統的木造建築物の有効活用や価値意識の向上、再生建築の普及と啓発などの活動を続けてきた。 平成 1 3 年 4 月に 7 年間の活動を基礎に特定非営利活動法人の認可を受け、法人化した。		
団体の目的	会は次の 3 つの目的を掲げて活動している。 1 提供者と利用者のネットワークを作り、古建築及び古材の活用を促進します。 2 伝統的木造建築文化と建築技能の継承と発展を図ります。 3 資源と共存する持続可能な社会の実現を目指します。		
団体の活動プロフィール	【活動の内容】 価値ある木造建築や木材を活かすために、古建築の調査や相談対応、解体情報の整理・発信、木造建築に関する体験学習講座や見学会などの活動を行っている。 一般からの木造建築の再生や解体等の相談に建築士資格を持った会員が無料でアドバイスをを行い、また、学識者を中心としたメンバーによる実測調査や報告書の作成も手掛ける。解体情報や古材情報の整理・発信は会報やメーリングリストを活用して行っている。 体験学習講座としては、建築職人の伝統技術を学ぶ「甲乙塾」(全 6 ~ 8 回程度の講座・年 1 回) 住まいの学校 (全 2 回程度の講座・年 1 ~ 2 回) などを行い、見学会は、再生工事を行った民家や建造物の見学会 (年 3 ~ 6 回程度) 毎年各地域で地元会員と交流を深めながら古民家の再生・価値ある木造建築物・町並み保存などについて検討する「再生建築研究集会」を定期的に開催している。 今年度は、「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」(全 1 4 回 6 0 時間) を財団法人京都市景観・まちづくりセンター・社団法人京都府建築士会と共催で実施し、木造建築や木の命を活かすための人材育成に力を入れているほか、京都市教育委員会より「京都市近代和風建築調査」を受託するなど、自治体や他団体と積極的に連携しながら会の活動を広げている。 【主な表彰】 環境大臣賞「地域環境保全功労者」(環境省/平成 17 年) 国土交通大臣賞「3 R 推進功労者」(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会/平成 16 年)・第 1 回木の建築賞 (N P O 法人木の建築フォーラム/平成 16 年) 京都環境賞 (京都市/平成 15 年)		

活動事業費 (平成 16 年度) 6 , 5 1 6 千円

政策のテーマ 全国の市町村に木造建築リデュース・リユースセンターを設置

■ 政策の分野

- ・ 循環型社会の構築
- ・ 持続可能な地域づくり

団体名：特定非営利活動法人古材文化の会

担当者名：栗山 裕子

- 政策の手段・ 制度整備及び改正 施設等整備 調査研究、技術開発、技術革新
人材育成・交流 地域活性化と雇用

政策の目的

従来、日本の民家や社寺などの木造建築は、再生産可能な木材や竹、土、藁などを主体とした自然素材を知恵と工夫を重ねて活用し、再利用する文化とも言える仕組みに支えられていた。

しかし、高度経済成長を経た現在では、材料や建築工法を含めてこのような木造建築を支えていた省資源型で循環型の社会的仕組みが消滅してしまった。

木造建築分野での循環型社会の実現のためには、現行の建築リサイクル法が進める建築廃棄物の再資源化を図る前に、建物を長持ちさせることで建築資材の減量（リデュース）を行うことや部材等の再利用（リユース）が円滑に機能する社会的仕組みを再構築する必要がある。

そのことが、木造建築に係る資源の有効利用と廃棄物の減量化を進める基礎であり、ひいては日本の木造建築文化の継承と発展につながるものである。

背景および現状の問題点

■ 深刻になる環境破壊

近年、地球温暖化をはじめ各種の環境破壊が深刻な問題となり、これらを防止していくために、廃棄物処理に対する対策等の循環型社会形成のための様々な施策が打ち出されている。

■ 増加する建築廃棄物

建築の分野でも建築リサイクル法により再資源化の促進が図られているが、日本の平均的な木造住宅１棟（３０坪）の解体材は約４０ｔであり、建築物の解体からは大量の廃棄物が発生することから、今後、平均寿命３０年程度と言われる我が国の住宅から生じる廃棄物の大幅な増加が予測されている。

■ 伝統的建築文化に見られるリデュースとリユース

日本文化は、自然との共存・共生ということが古来よりなされてきた非常に優れた文化である。伝統的建築文化も建築資材の減量（リデュース）や部材の再利用（リユース）を自ら内包している。伝統的建築物でのリデュースについては、周知のとおり社寺建築は、法隆寺に代表されるように一千年以上も耐久性があることが知られている。民家においても全国各地に百年以上の建物が、時々適切な補修（メンテナンス）を施されて数多く残っている。

また、リユースは、古い建物を調査すれば、建物をそのまま移して再利用する移築や他の建物に使われていた部材を再利用（転用材）した建物があることを容易に知ることができる。

このように、材料を適所に用い適切な維持管理を行っていけば、建造物は長く保存し活用していくことが出来るし、建物としての使用が無理としても部材の利用が可能である。

■ リサイクルに傾斜した現在の法体系

しかし、現在の建築リサイクル法を中心とする建築廃棄物対策の体系は再資源化（リサイクル）に過度に傾斜し、伝統的建築文化が持っている建築資材減量（リデュース）や資源再利用（リユース）の知恵と技能を活用出来ていない。補修や再生によるリデュースを考慮しない短寿命の木造建築の氾濫は、再生産可能な資源である木材が育つ時間を奪い、森林の減少や劣化を招いている。

加えて、今の建築リサイクル法は、当会や一部事業者が努力して進めてきた解体建築部材の再利用（リユース）を法の枠外に曖昧に放置することによって阻害している。

■ 循環型社会の構築や持続可能な地域づくりの基盤の欠如

伝統的建築物に見られる減量（リデュース）や再利用（リユース）の仕組みを再生して各地域にしっかりと根付かせることが、建築物に係わる循環型社会の構築や持続可能な地域づくりの基礎的な事業である。この重要なインフラ整備を国も地方自治体も手がけていない。

政策の概要

木造建築リデュース・リユースセンター（以下、センターと称す）を全国の市町村に設置する。
このセンターは公設民営の機関とし次の役割を担うものとする。

木造建築に係るリデュースとリユースの推進。

- ・ 一定の要件の木造建物を解体しようとする所有者は事前に市町村に届出を行い、センターの木造建築リデュース・リユース専門家のアドバイスを無料で受けることができる。
- ・ 木造建築リデュース・リユース専門家は、当該建物の文化的価値評価や生活の安全に係る耐震等の構造診断、生活上の利便のための補修・再生方法、産業廃棄物や二酸化炭素排出量の縮減など温暖化防止対策まで幅広くアドバイスする。
- ・ アドバイスに基づき木造建築物を補修、再生する場合には、その環境貢献度や文化的貢献度に応じて一定の特典を受けることが出来る。
- ・ アドバイスに基づき解体する場合には、センターは再利用可能な建築解体材を受け入れ、建築リサイクル法のマニフェストを発行する。
- ・ センターは、受け入れた再利用可能な木材や土、建具、家具、石などをストックして、活用を希望する者を公募して使用させる。
- ・ これ以外に、木造建物の所有者はセンターに申し出を行うことで、センターの認定する木造建築リデュース・リユース専門家のアドバイスを受けることができる。

木造建築のリデュースとリユースに関する情報の収集と発信。地域における持続的で循環可能な木造建築文化の発信。

木造建築リデュースとリユースに関する専門家の養成。

循環型社会に向けた市民及び児童・生徒への教育。

- ・ 古材を使ったワークショップ、講習会、セミナーの開催
- ・ 木造建築に係る市民及び児童・生徒への環境教育

行政機関、研究機関、教育機関、民間との連携による持続可能な地域づくり成果の発信

第1ステップ

- ・ センターの設置のための周辺法制度の調査

木造建設のリデュースの推進とリユース可能な建築古材をストックして活用を進めるセンターの設置と運営に関係する周辺法律や制度の詳細調査を行い、報告書をまとめる。

- ・ センターが実施する建築廃棄物の減量や再利用の促進のための業務調査
センターが担うべき、建築廃棄物の減量と再利用、及び我が国の建築文化の継承に係る業務の可能性と運営経費や収支等に係る調査を行い、報告書をまとめる。
- ・ 伝統的建築文化の知恵を活用した建築廃棄物の減量や再利用を促進する人材の養成
伝統的建築文化等の幅広い見識を持った、循環型社会の形成を担える専門家を養成する。

第2ステップ

- ・ 建築リサイクル法の改正や条例等の制定。少なくとも運用の改正
建築解体材の再利用について建築リサイクル法の枠内に位置づけるよう法律等を整備する。
- ・ センターのモデル事業による設置
モデル事業として「木造建築リデュース・リユースセンター」を設置する。
- ・ モデル事業で設置したセンターの運営ノウハウの蓄積とマニュアル化
モデル事業で設置したセンターの運営ノウハウを整理・蓄積してマニュアルを作成する。
- ・ 伝統的建築文化の知恵を活用した建築廃棄物の減量や再利用を促進する人材の養成
伝統的建築文化等の幅広い見識を持った、循環型社会の形成を担える専門家を養成する。
- ・ 省資源で循環型の伝統的建築文化の知恵や技能を市民及び児童・生徒へ教育
省資源で循環型の建築文化を市民や児童・生徒へ教育啓発し、循環型地域の形成を図る。

第3ステップ

- ・ センターの全国への展開
モデル事業でなく全国の市町村にセンターを設置する。
都道府県に一つ市町村のセンターをネットワークするサポート組織を設置する。
- ・ 伝統的建築文化の知恵を活用した建築廃棄物の減量や再利用を促進する人材の養成
伝統的建築文化等の幅広い見識を持った、循環型社会の形成を担える専門家を養成する。
養成した専門家の資格認定や資格登録制度を創設する。
- ・ 省資源で循環型の伝統的建築文化の知恵や技能を市民及び児童・生徒に教育
省資源で循環型の建築文化を市民や児童・生徒へ教育啓発し、循環型地域の形成を図る。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

第1ステップ

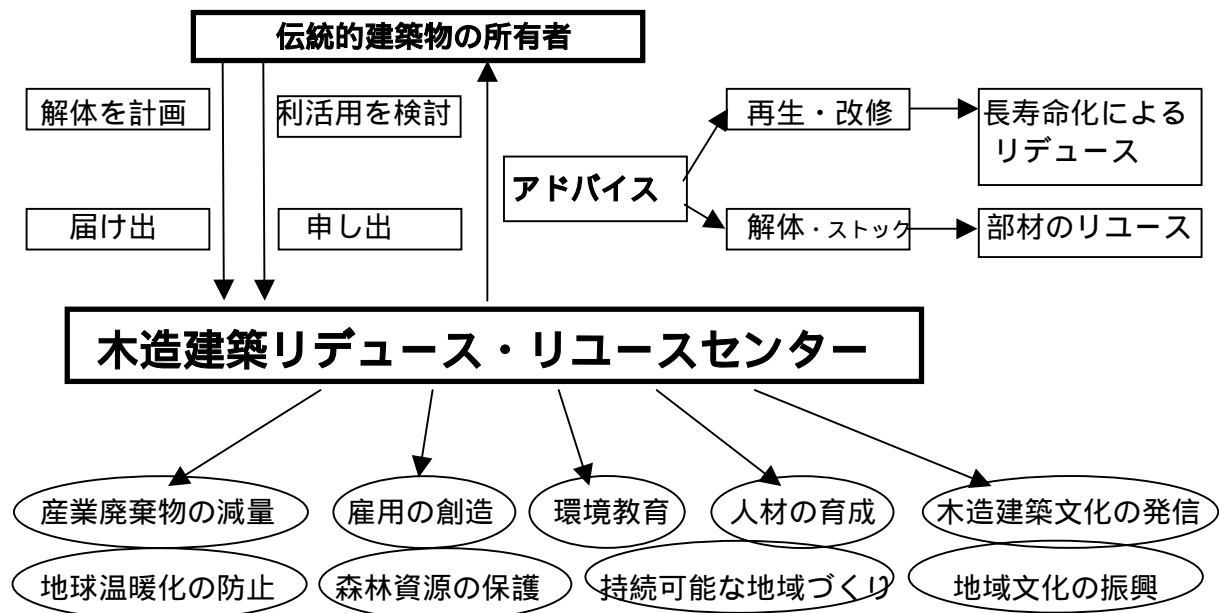
- ・ フィージビリティ調査
- ・ 木造建築リデュース・リユースセンター（以下、センターと称す）の機能等の企画検討

第2ステップ

- ・ 建築リサイクル法の改正
- ・ モデル事業の条件を備えた市町村の選定
- ・ モデル事業の実施＝センターのモデル設置
- ・ センターの運営ノウハウの整理とマニュアル作成
- ・ 連動して人材養成の計画と実施、環境教育の実施

第3ステップ

- ・ 全国の市町村を対象に事業実施＝各市町村1箇所以上のセンター設置
- ・ 都道府県に市町村のセンターを支援するネットワーク組織を設置
- ・ 連動して人材養成の計画と実施
- ・ センターを拠点に全国で市民及び児童へ環境教育を計画して実施



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

第1ステップ

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・ 周辺法制度の調査 | 建築関係団体、NPO等 |
| ・ センター業務の調査 | 建築関係団体、NPO等 |
| ・ 人材の養成 | 建築関係団体、大学等教育機関、NPO等 |

第2ステップ

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・ 建築リサイクル法の改正、条例制定 | 国、地方自治体 |
| ・ センターの設置 | 市町村、建築関係団体、NPO等 |
| ・ センターの運営ノウハウの蓄積とマニュアル化 | 市町村、建築関係団体、NPO等 |
| ・ 人材の養成 | 地方自治体、大学、建築関係団体、NPO等 |
| ・ 市民及び児童・生徒への教育普及 | 地方自治体の教育機関、NPO等 |

第3ステップ

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・ センターの全国展開 | 国、都道府県、市町村 |
| ・ 人材の養成 | 地方自治体、大学、建築関係団体、NPO等 |
| ・ 市民及び児童・生徒への教育普及 | 地方自治体の教育機関、NPO等 |

政策の実施により期待される効果

■ 持続可能な地域づくり、循環型社会の構築

循環型社会の構築には新たな社会システムが必要である。既存木造建設の解体や再生等の相談に応じアドバイスを行うとともに、再利用可能な建築解体材を受け入れ、建築リサイクル法のマニフェストが発行できるセンターを各市町村に設置すれば、地域社会での建築資材の減量（リデュース）や再利用（リユース）を劇的に推進する効果がある。

■ 温暖化防止への貢献、世界の森林資源の保護

建築廃棄物である木材資源については、現在の建築リサイクル法では再資源化及び縮減という名目での焼却処理しかないが、建築資材の減量（リデュース）や再利用（リユース）を進めることで廃棄物が資源化され、同時に、廃棄物処理のエネルギーが削減されることで温暖化防止にも貢献する。例えば、１００ｔの解体木材が再利用されれば直接的に５０ｔのＣが固定され、約１１７ｔのＣＯ２の排出を防止する。また、間接効果として１００ｔの木材製品に要する伐採、搬出、加工、運搬のエネルギーが削減できる。

さらに、世界的に森林が木質資源の過度な利用により減少し、劣化している現状では、木材消費の８割以上を輸入に依存している日本において廃棄される解体木材の量が大幅に減少すれば結果として木材資源の浪費が防止され、地球規模での森林資源の保護につながる。

■ 人材の養成、地域活性化と雇用

全国各地でのセンターの活動は地域社会に循環型の新たな雇用機会を創造し、地域の活性化に貢献する。また、地域の気候風土に根ざした環境と共生する建築文化を担う新たな産業と人材を育成することができる。

■ 我が国の優れた建築文化の継承と発展

建築物の寿命を延ばし、建築資材の再利用を進めることは、環境と共生する我が国の誇る木造建築文化の継承につながると共に、建築資材の減量（リデュース）や再利用（リユース）を基礎とした新たな建築文化を創造する契機となる。

その他・特記事項

提案は下記のとおり現行の建築解体材の処理システムを大幅に改善することを意図している。

	従来の建築解体材の廃棄物処理	センター設置による建築解体材の削減と再利用
木材 土、石 等	産業廃棄物処理施設での再資源化としてチップ化や縮減処理。 産業廃棄物として処理。	市町村が設置するセンターの活動により ○所有者の条件に応じた相談により再生や修理で建築物の解体件数を減少させる。 ○マニフェストを発行して、再利用可能な木材や建具、家具、土、石等を合法的に受け入れ、利用する。
人材養成	人材養成は含まない。	伝統的建築文化等の幅広い見識を持った、廃棄物の減量や循環型社会の形成を担う専門家を養成する。
環境教育	市民や児童・生徒への環境教育は含まない。	センターの活動の柱として、市民や児童・生徒への環境教育を行う。
温暖化防止		資源を大切に使い続けて行くことでＣＯ２の排出削減を図る。
地域文化の振興・スローライフ		地域の建築文化の継承による精神的・文化的に豊かな町づくりが図れる。新たな産業や雇用を創造することで地域の活性化にもつながる。

